

日田市規則第37号

政治倫理の確立のための日田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

日田市長 原 田 啓 介

政治倫理の確立のための日田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための日田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前							
様式第3号(第5条関係)				様式第3号(第5条関係)							
								年 月 日		年 月 日	
								所得等報告書		所得等報告書	
日田市長		印		日田市長		印					
		所得金額	基因となった 事実			所得金額	基因となった 事実				
総 合 課 税	事業所得	円		事業所得	円						
	不動産所得			不動産所得							
	利子所得			利子所得							
	配当所得			配当所得							
	給与所得			給与所得							

	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
		先物取引の事業・譲渡・雑所得	
	山林所得		

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。